

第2章 子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり

(1) 児童虐待対策の推進

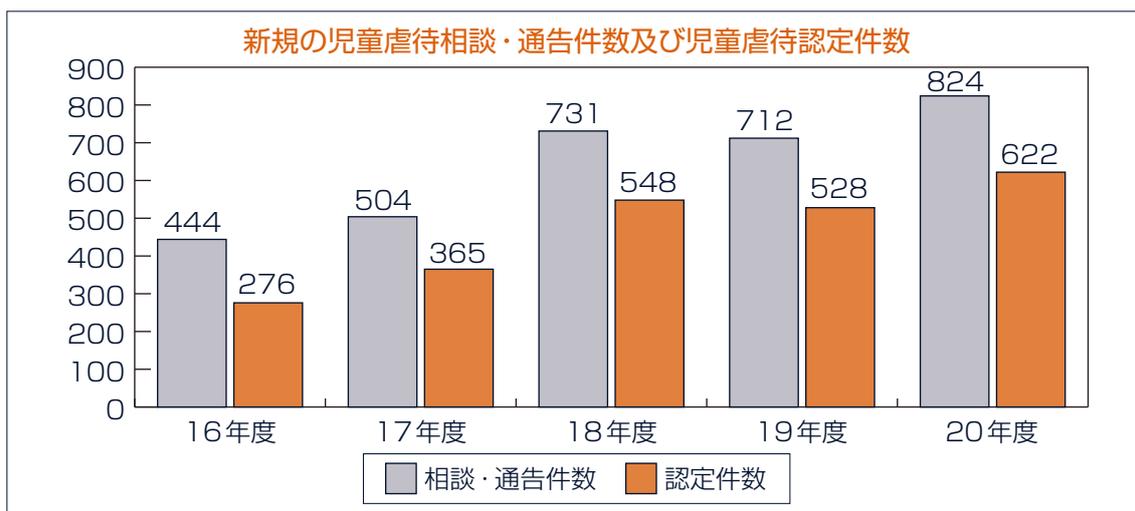
現状と課題

京都市の児童相談所に寄せられた新規の児童虐待相談・通告件数は、2008（平成20）年度は824件と過去最高を更新し、この5年間で約2倍に増えています。子どもの人口が減少していることを踏まえると、大幅に増加しているといえます。

ニーズ調査によると、「こどもがいると毎日の生活が楽しい」、「こどもの成長とともに、自分も成長していると感じる」など子育ての喜びを実感している意見が多い一方で、特に母親において、「子育てについて不安になったり、悩むときがある」、「生活や気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」、「子育てから解放されたいと思うときがある」など子育てに対する不安や負担感を感じている意見もありました。（参照 P.25表）

これらのことから、児童虐待についての社会的な関心が高まり、早期の段階で相談・通告が行われていると考えられる一方で、子育てサロン、サークルの設置など地域の子育て支援の取組や、新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業など家庭支援の取組が充実してきた面はあるものの、核家族化による世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の持つ養育力が低下し、子育てに対する不安や負担感の増大、子育ての孤立化が進行していることなども、相談・通告が依然として増加している背景にあると考えられます。

子育てに対する不安や負担感、孤立感を取り除くため、子育てに関する相談、情報、交流の場等の充実を図ることが求められています。



児童虐待相談・通告件数のうち、事実確認・各種調査等を行った結果、「児童虐待」と認定した件数（児童虐待認定件数）は、2008（平成20）年度は622件と、この5年間で2倍以上増えています。このうち、施設入所措置を行った事例は約5%であり、約95%は在宅のまま指導・援助を行っています。

児童虐待等のため支援が必要な家庭も地域社会の一員であり、こうした家庭を発見し、見守り、支援するためには、行政による対応と共に、地域の協力が不可欠です。

児童虐待認定後の施設入所、里親等委託、在宅指導・援助等対応別件数

年度	施設入所	里親等委託	在宅指導・援助	その他	計
16	33(12.0%)	0	243(88.0%)	0	276
17	34 (9.3%)	0	331(90.7%)	0	365
18	44 (8.0%)	1(0.2%)	503(91.2%)	0	548
19	32 (6.1%)	0	496(94.0%)	0	528
20	30 (4.8%)	0	591(95.0%)	1(0.2%)	622

国においては、2008（平成20）年4月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が改正され、各地方公共団体への要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務になるとともに、児童の安全確認等のための立入調査等の強化など児童相談所の権限強化が図られました。また、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、要保護児童対策地域協議会の機能強化（養育支援の対象者の拡大等）のための規定が盛り込まれました。

こうした法改正の趣旨を踏まえ、児童相談所及び子ども支援センター（要保護児童対策地域協議会の事務局）の体制・機能をより一層強化することが求められています。

施策を展開する今後の方向性

児童虐待は、子どもの命にかかわる重大な人権侵害です。子どもたちの命を守るため、市民と行政が一体となって、児童虐待の防止に取り組まなければなりません。現在、家庭や地域の持つ養育力が低下していると言われており、地域社会の一員である子育て中の家庭を、地域住民や関係機関が見守り、支援する社会の仕組みを構築する必要があります。

このため、増加する児童虐待への対応として、児童相談所をはじめとした関係機関の対応力を強化するとともに、多様な関係機関が連携して家庭支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭に対しては、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待を未然に防止するための取組を充実します。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策、**000**＝推進施策）

ア 発生予防

006 地域住民・関係機関への啓発

子育て中の家庭を地域全体で見守り、支援することができる環境づくりに向けて、地域住民・関係機関に対し、児童虐待防止についての啓発の取組を行います。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇児童虐待防止をテーマにした講演会等の取組

◇学校等を通じた子ども・保護者への啓発

◇児童虐待相談ホームページによる情報発信

007 児童虐待防止対策としての母子保健事業の実施

児童虐待の発生予防や早期発見・支援に向けて、母子の心身の状況・養育環境の把握・助言など、妊娠中から様々な事業に取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】「第4章(2) 安心して妊娠・出産できる環境づくり」の「**122** 出産準備の支援と虐待の未然防止」(P.114)、「第4章(3) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援」の「**131** 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援」(P.119) 及び「**132** 母親の育児不安軽減と孤立化防止」(P.119)に記載

008 子育て支援事業の充実

子育て家庭の交流拠点の設置や家庭訪問等を通じて、気軽に子育て相談に応じ、また、子育て中の親子同士の交流を図るなど、子育てへの不安や負担感、孤立感の解消に努めます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)における保健指導などの実施 **新規(推進中)** 再掲(P.55)
- ◇育児支援家庭訪問事業の実施 再掲(P.56)
- ◇子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)の設置箇所の拡大
再掲(P.59) **目標:P.156参照**
- ◇すべての児童館での地域子育て支援拠点事業(児童館・子育てほっと広場)の実施 **新規(推進中)** 再掲(P.153)
- ◇地域子育て支援ステーション事業の実施 再掲(P.39)

009 DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の充実

DV被害者や被虐待児が安心して日常生活を過ごすため、相談や情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。

<文化市民局>

- 【主な取組】◇京都市DV基本計画(仮称)の策定 **新規**
- ◇DV相談支援センター(仮称)の新設 **新規**
- ◇民間シェルターへの補助
- ◇DVに関する市民への普及啓発の推進及び支援対策の周知
- ◇京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議を中心としたDV被害者の自立を支援するための関係機関との連携強化

イ 早期発見・早期対応

010 児童福祉センターの体制強化

児童虐待の専門機関である児童相談所をはじめとした児童福祉センターの体制強化を図り、児童虐待への対応力を強化します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】 ◇第2児童福祉センター（仮称）の新設 **新規**
 ◇子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
 ◇児童相談所職員の専門性の向上
 ◇児童精神科医師の確保等診療体制の充実
 ◇虐待者へのケアと親支援のあり方の研究 **新規**

011 子ども支援センターの機能強化 再掲 (P.39)

「第1章 (2) 子育て支援ネットワークの充実」に記載 (P.39)

012 学校取組強化

児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携して対応するため、学校における児童虐待防止のための取組を強化します。

<教育委員会>

- 【主な取組】 ◇児童虐待に係る校内の連携体制の構築・点検
 ◇学校及び教職員への研修の充実
 ◇事前・事後の継続的な情報共有など関係機関との連携強化

013 地域・関係機関の連携強化

多様な関係機関との情報共有及び連携による支援を実現するため、児童虐待対策に特化したネットワークを構築します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】 ◇要保護児童対策地域協議会の設置 **新規（推進中）**
 ◇児童虐待対策中核機関（児童相談所・子ども支援センター・保健センター）の連携強化
 ◇児童相談所と学校の連携強化

014 児童虐待対応への評価

児童虐待による死亡事例等を第三者により検証し、検証結果及び再発防止策を京都市に提言するとともに、京都市の対応策を点検・評価します。また、児童相談所の適切な運営の確保に向けて、定期的に点検・評価を行うためのシステムを構築します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】 ◇児童虐待死亡事例等検証委員会の設置 **新規（推進中）**
 ◇児童相談所の業務評価システムの構築 **新規**

ウ 子どもの保護・自立支援

「第2章 (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉」の「ア 社会的養護対策」に記載 (P.47～48)

(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉

現状と課題

ア 社会的養護対策

<乳児院, 児童養護施設>

乳児院^{*1}や児童養護施設^{*2}の入所率は、定員の9割を超えています。このうち、被虐待児の占める割合は6割を超えており、発達障害等の障害のある子どもを含めると、更に高い割合となります。

国においては、できる限り家庭的な環境の中での養育を実現するため、小規模グループでのケアを推進しています。また、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、施設に措置された児童に対する施設職員からの虐待防止のための規定が盛り込まれました。

複雑・多様化する入所児童へのきめ細やかなケアを行うとともに、法改正の趣旨を踏まえ、入所児童の権利を擁護する取組が必要です。

施設の定員数と充足率（平成20年度）

種別	定員数	平均現員数	平均充足率
乳児院	43	34	79.1%
児童養護施設	432	405	93.8%
合計	475	439	92.4%

施設の入所状況と被虐待児の割合（平成21年7月末現在）

種別	施設数 [*]	入所児童数 [*]	被虐待児数（再掲）	被虐待児入所率
乳児院	2	28	17	60.7%
児童養護施設	12	396	245	61.9%
合計	14	424	262	61.8%

^{*} 施設数には市外の施設を含む。入所児童数は京都市が措置した児童のみ記載。

<里親>

京都市の里親^{*3}委託率は4.6%（平成20年3月現在）と、全国平均（9.9%）を下回っています。また、養子縁組を希望する里親が多いため、登録里親に比べて委託里親の数が少ない状況です。なお、京都市独自の制度として、週末や夏季・冬季の長期休暇を利用し、家庭環境での生活を体験できる「週末里親」を実施しています。

国においては、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別するとともに、里親制度の普及啓発や里親への支援等を行う里親支援機関事業の創設、家庭的な養護を推進するための小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設など、里親制度の拡充のための規定が盛り込まれました。

可能な限り家庭的な環境の下での養育を実現するため、里親委託率の向上に向けて里親制度の普及・促進を図ることが求められています。

里親登録及び委託状況（平成21年4月1日現在）

	登録里親数		委託里親数	委託児童数
養育里親	43	48	7	9
専門里親	5		2	2
親族里親	7		6	6
養子縁組里親	9		4	4
週末里親	36		7	8

- ※養育里親：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められた児童を養育する里親として認定を受けたもの
- ※専門里親：児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けたもの
- ※親族里親：両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない児童を養育する里親として認定を受けたもの（里子の三親等以内）
- ※養子縁組里親：将来的な養子縁組を目的として認定を受けた里親
- ※週末里親：児童養護施設等の入所児童に、週末や学校長期休業期間中、宿泊を伴う家庭生活を体験させる里親として認定を受けたもの

<児童自立生活援助事業>

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）^{*4}は、現在、市内1箇所であり、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を通じて、入所児童の社会的自立を支援しています。

国においては、2009（平成21）年4月に児童福祉法が改正され、対象児童の満18歳未満から満20歳未満への引上げ、措置から申込みへの利用形態の変更などのための規定が盛り込まれました。

法改正を踏まえた対応を行うとともに、施設を退所した児童も含めて、子どもたちの社会的自立を支援するための取組を充実する必要があります。

<情緒障害児短期治療施設>

情緒障害児短期治療施設^{*5}「青葉寮」の入所定員は35名ですが、月平均在籍者数はここ数年15名程度で推移しています。

設置当時は小学生のみを想定していましたが、現在は中学生が半数以上を占めており、^{きょうがい}狭隘な生活空間を解消する必要があります。また、被虐待児や発達障害のある子どもの割合も高く、児童の個々の課題解決に向けた処遇を行う必要があります。

＜一時保護所＞

一時保護所^{※6}「すばるホーム」の入所定員は30名ですが、一日平均在籍者数はここ数年10名強で推移しています。保護者のニーズに応じて利用されている乳児院や児童養護施設における子育て支援短期利用事業（ショートステイ）が充実していることが要因として考えられます。また、虐待認定された児童が利用する場合も多くあります。

施設が狭隘^{きょうがい}なため、児童の抱える個々の問題に対して、年齢別・性別・課題別の個別処遇を行ううえで様々な課題が生じています。

- ※1 乳児院：保護者の健康上等の理由により、家庭で養育を受けることができない概ね1歳未満の乳児が生活している児童福祉施設
- ※2 児童養護施設：保護者の健康上等の理由により、家庭で養育を受けることができない概ね1歳以上の幼児及び少年が生活している児童福祉施設
- ※3 里親：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められた児童を養育するもの
- ※4 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）：施設を退所した児童等が共同で生活し、生活を共にする職員から生活指導や就労支援を受けながら、就労・社会的自立を目指す施設
- ※5 情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害のある児童を、短期間の入所又は通所を通じて治療する施設
- ※6 一時保護所：児童虐待によって保護された児童や一時的に親の養育が受けられなくなった児童などを保護する施設

イ 非行児童対策

児童相談所への非行相談は、近年増加傾向にあります。ぐ犯・触法共に中学生の割合が高い一方で、小学生に関する相談件数が増加するなど、非行相談の低年齢化も見られます。

刑法犯少年の検挙・補導については、中学生の割合が高く、窃盗犯^{※1}と知能犯^{※2}が増加していますが、一方で、粗暴犯^{※3}は減少しています。また、福祉犯^{※4}の検挙については、携帯電話サイトを利用した児童買春・児童ポルノ法違反が増加しています。

国においては、2007（平成19）年11月に少年法が改正され、警察官から児童相談所長への送致や重大事件に関する児童相談所長による家庭裁判所送致の原則化、少年院収容年齢の引下げなどが盛り込まれました。

増加、低年齢化する非行問題に対しては、関係機関が連携し、早期の段階で対応していくことが求められています。

- ※1 窃盗犯：他人の物を故意に断りなく持っていくなどの犯罪
- ※2 知能犯：暴行・脅迫によらずに、主として知能を使ってなされる犯罪。詐欺など。
- ※3 粗暴犯：凶器準備集合、傷害、暴行、脅迫、恐喝などの犯罪
- ※4 福祉犯：本来保護し、その健全育成を図るべき少年への犯罪

児童相談所におけるぐ犯・触法相談件数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
0～学齢期前	0	0	0	0	0
小学生	16	17	19	30	21
中学生	233	183	189	207	247
高校生他	17	13	13	9	17
合計	266	213	221	246	285

※ぐ犯少年：度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団との交遊等、保護者の監督に服しないなど、将来、刑罰法令に触れる行為を行う恐れのある少年

※触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

施策を展開する今後の方向性

親から離れて生活することを余儀なくされた子どもたちには、安心できる生活場所を提供するとともに、傷ついた心や体を癒し、人に対する信頼感や安心感を育て、家庭復帰や社会的自立を目指すことが求められています。

このため、施設等に入所する児童に対しては、できる限り家庭的な環境の中で養育し、きめ細やかなケアの提供に努めるとともに、施設を退所した児童も含め、社会的自立に向けた支援を行います。情緒障害児短期治療施設「青葉寮」及び一時保護所「すばるホーム」については、移転・再整備によって狭隘な施設の改善を図ることで、処遇上の問題を解決します。

また、非行児童への対策としては、少年非行にかかわる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組みます。

【施策・主な取組】（**000**＝重点施策，**000**＝推進施策）

ア 社会的養護対策

015 乳児院、児童養護施設等における取組の充実

家庭的な環境の中できめ細やかな支援を行うとともに、社会的自立に向けた取組を充実します。また、施設職員の専門性の向上に取り組むとともに、施設職員の処遇改善、施設入所児童への虐待の防止に努めます。

<保健福祉局>

【主な取組】 ◇小規模グループケアの推進

◇地域小規模児童養護施設の設置箇所の拡大

◇施設職員の専門性の向上

◇施設職員の処遇改善（京都市独自の取組として、施設職員の給与水準の維持、保育士や指導員配置の加算等）

◇施設入所児童の処遇向上（京都市独自の取組として、学習指導奨励費や障害児等加算、就職・就学支度金等）

- ◇施設入所児童への虐待防止に向けた取組 新規（推進中）
- ◇児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の増設 新規
- ◇施設退所児童の社会的自立に向けた支援の充実 新規
- ◇施設退所児童への生活自立支援金の給付

016 里親の拡充

里親への委託率を向上させるため、里親制度の普及啓発を行うとともに、委託里親への支援等に取り組みます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】
- ◇里親制度の普及啓発
 - ◇里親への研修など支援体制の充実
 - ◇レスパイトケアの実施 新規（推進中）
 - ◇小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設 新規

017 児童福祉センターにおける取組の強化

施設に入所中の児童の早期の家庭復帰に向けた家族再統合の取組を充実するため、児童相談所の機能強化を図ります。また、児童の処遇上の問題を解決するため、施設の整備・改善を図ります。

<保健福祉局>

- 【主な取組】
- ◇児童相談所職員の専門性の向上 再掲（P.43）
 - ◇情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転・再整備の検討
 - ◇一時保護所「すばるホーム」の再整備の検討

イ 非行児童対策

018 少年非行対策

少年非行にかかわる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組みます。

<保健福祉局, 教育委員会>

- 【主な取組】
- ◇児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携強化
 - ◇家庭・地域社会との連携・協力による適切な取組

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

現状と課題

京都市の児童福祉センター（児童相談所及び発達相談所）が2008（平成20）年度に受け付けた児童に係る相談件数は7,260件、そのうち約7割（4,985件）が障害相談です。特に、近年、発達障害を心配する相談（言語発達障害相談・自閉症等相談）が増加しており、とりわけ就学児の相談の増加が目立っています。これは、2005（平成17）年4月の発達障害者支援法施行後、発達障害に対する市民の関心が高まったことが要因であると考えられます。

障害相談件数の推移

年 度	相談受理件数	内 障害相談件数
16	4,704	3,125(66.4%)
17	4,936	3,510(71.7%)
18	5,619	3,843(68.4%)
19	6,139	4,214(68.6%)
20	7,260	4,985(68.7%)

内容別相談件数の伸び率 (%)

年 度	肢体 不自由	視聴覚 障害	言語 発達障害	重症 心身障害	知的障害	自閉症 等	合 計
16年度	53	47	488	86	2,322	129	3,125
20年度	66	45	1,529	46	2,952	347	4,985
⑩→⑳伸び率	125%	95%	313%	53%	127%	269%	160%

※16年度を100%とした場合

年齢別相談件数の伸び率 (%)

年 度	0~1歳	2歳~ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	合 計
16年度	318	1,809	544	209	245	3,125
20年度	296	2,600	1,352	407	330	4,985
⑩→⑳伸び率	93%	144%	242%	195%	135%	160%

※16年度を100%とした場合

児童福祉センター（発達相談所）においては、発達障害を早期に発見し、支援するため、発達検査を実施するとともに、自閉症等が疑われる児童に対する障害の診断を行っています。

障害相談件数の増加に伴い、相談受付から発達検査まで、就学児で約5箇月、未就学児で約2箇月の待機が、また、自閉症診断の申込受付から確定診断まで、最長で1年半程度の待機が生じています（平成21年3月現在）。さらに、自閉症と診断された児童に対して行う専門療育（直接指導プログラム）においても待機が生じています。

これら待機の解消に向けて、職員体制の充実や関係機関における支援者の更なる育成等の取組を強化する必要があります。

発達検査・自閉症の確定診断の待機状況（平成21年3月現在）

相談受付から発達検査まで	未就学児	約2箇月（105人）
	就学児	約5箇月（52人）
自閉症診断の申込受付から確定診断まで		約1年半（858人）

療育については、児童デイサービスや総合療育事業の開始など療育体制の充実に伴い、利用者数が増加している状況です。

今後の療育の希望状況に応じて、療育事業の拡充など、早期療育のための体制充実を更に図る必要があります。

障害児通園施設・療育事業の利用状況（受給者証発行数）

18年10月	19年10月	20年10月	21年10月
1,359人	1,493人	1,608人	1,725人

就学児に対する支援については、総合支援学校や育成学級・通級指導教室での指導・支援をはじめ、様々な取組を行う中で、一人一人に応じた教育について相談と支援を行っています。

今後、就学前後に切れ目なく支援が実施できる連携体制を充実する必要があります。

また、疾病や事故による障害の発生予防に努めるため、医療体制の充実や子どもたちの事故を防ぐ取組を行うとともに、長期にわたり療育を必要とする子どもを持つ家族への支援が重要です。

施策を展開する今後の方向性

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力をはぐくむため、成長や発達の各段階において、継続したきめ細やかな支援を行うことが求められています。

障害を早期に発見し、早期に専門的支援につなげるため、「気になる」という段階から、身近に家族に接している保健センターや保育所、幼稚園等と障害のある子どもの専門機関が連携し、子どもと家族にとって身近な場所で、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。

【施策・主な取組】(000=重点施策, 000=推進施策)

ア 発生予防

019 母子保健事業の実施

疾病を早期に発見し、流産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延等の防止や障害等の発生予防に取り組みます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇妊婦健康診査の実施
◇先天性代謝異常等検査の実施

020 子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実 再掲 (P.123)

「第4章(4)子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実」に記載(P.123)

イ 早期発見・早期対応

021 保健センターの取組

「第4章(3)乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援」の「127 乳幼児健康診査の充実」(P.118)及び「130 発達の支援が必要な乳幼児への取組」(P.119)に記載

022 児童福祉センターの取組

子どもの発達の専門機関である発達相談所や発達障害者支援センターなど児童福祉センターの体制強化を図り、発達障害への対応力を強化します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇第2児童福祉センター(仮称)の新設 **新規** 再掲(P.43)
- ◇発達検査や自閉症の確定診断の待機解消に向けた職員体制の充実
 - ◇発達障害者支援センター「かがやき」の拡充
 - ・「直接指導プログラム」の職員体制の充実
 - ・教育機関や福祉施設等を訪問し、対応や問題解決の方法などのアドバイスや必要な情報を提供する「コンサルテーション事業」の実施
 - ・学校の教職員や福祉施設職員を対象に、発達支援の基本的な知識と方法を学習し、実践する「トレーニングセミナー」の実施
 - ・教師向けセミナーの開催
 - ◇療育事業の充実(利用回数の増加など)
 - ◇桃陽病院と児童福祉センターの連携強化

023 地域における支援体制の充実

児童福祉センター等の障害のある子どもの専門機関による保育所・幼稚園や学校等への相談・指導・助言を強化するなど、地域への支援体制を充実します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇発達相談員制度の実施
- ◇学校の教職員や福祉施設職員への相談・指導・助言の強化
 - ◇障害のある子どもの専門機関による保育所・幼稚園等への訪問支援 **新規**
 - ◇身近な地域における相談体制の充実

024 切れ目のない支援体制の確立

障害の発見から診断・支援に至るまで、保育所や幼稚園、学校と児童福祉センター等の障害のある子どもの専門機関の連携により、より早く親子をサポートし、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりを進めていきます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇就学児への発達支援の拡充 **新規**
◇乳幼児期、学齢期、青年期の円滑な支援の継続
◇関係機関の連携

ウ 就学前の児童等への支援

025 療育支援体制の充実

障害のある子どもの発育を促すとともに、子育ての助言など、保護者への支援を実施します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇児童デイサービスの実施
◇療育事業の充実（利用回数の増加など） 再掲（P.51）

026 障害児保育の充実

保育所や幼稚園における障害のある子どもの受入体制を充実するとともに、保育の質の向上に努めます。

<保健福祉局，教育委員会>

- 【主な取組】◇障害のある子どもの専門機関による保育所・幼稚園等への訪問支援 **新規**
再掲（P.51）
◇保育所、幼稚園における障害のある子どもの受入促進
◇就学に向けた早期の教育相談の実施

エ 就学後の児童等への支援

027 総合支援学校に在籍する児童・生徒への支援

一人一人の障害の特性に応じた支援を実施するため、総合支援学校に在籍する児童・生徒への取組を強化します。

<保健福祉局，教育委員会>

- 【主な取組】◇個別の包括支援プランに基づく指導の充実
◇進路指導・進路開拓の推進
◇高等部職業学科等の定員拡大 **新規（推進中）** 再掲（P.141）
◇総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」事業の推進
◇訪問教育の推進
◇障害のある中高生のタイムケア事業の推進

028 小学校、中学校の取組

障害のある児童・生徒の可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加していく力をはぐくむため、小学校、中学校における取組を推進します。

<教育委員会>

- 【主な取組】◇個別の指導計画に基づく指導の充実 再掲(P.141)
- ◇総合育成支援員の配置 **新規(推進中)** 再掲(P.141)
- ◇育成学級・通級指導教室での指導・支援 再掲(P.141)
- ◇育成学級の新增設等の推進(必要な学校への100%設置) 再掲(P.141)
- ◇交流及び共同学習の推進 再掲(P.141)
- ◇LD等の発達障害のある子どもへの支援体制の充実 再掲(P.141)
- ◇総合育成支援教育就学奨励費支給事業

029 児童館・学童クラブの取組

障害のある児童の学童クラブの登録が増加していることから、受入体制の充実に努めます。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇障害のある児童の受入促進 再掲(P.153)
- ◇障害のある児童のサマーステイ事業の推進

オ 家族への支援**030 家族の養育等の支援**

障害のある児童・生徒の保護者に対し、児童福祉センターをはじめ、保健センターや子ども支援センター、障害のある子どもの専門機関において支援を実施します。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇心理的なケアやカウンセリングの実施
- ◇ホームヘルプサービスの提供やガイドヘルパーの派遣など在宅サービスの実施

031 レスパイト支援体制の強化

在宅の障害のある子どもを介護している家族の負担を軽減し、一時的な休息の支援を行います。

<保健福祉局>

- 【主な取組】◇子育て支援短期利用事業(ショートステイ)の実施 再掲(P.106)
- ◇障害のある児童のサマーステイ事業の推進 再掲(P.53)

カ 長期療養への支援**032 障害のある子どもや長期療養児の支援の充実 再掲(P.124)**

「第4章(4)子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実」に記載(P.124)